

中国帰国者の日本社会への定着支援の現状と課題

——日本における定住外国人の社会統合政策の参考として——

付 月

目 次

はじめに

I. 中国「残留邦人」について

1. 中国「残留邦人」の歴史的背景
2. 中国「残留邦人」と中国帰国者

- (1) 中国「残留孤児」
- (2) 中国「残留婦人」
- (3) 中国帰国者

II. 中国「残留邦人」の帰国促進と受け入れ体制

1. 中国「残留邦人」の帰国および定着支援
2. 「身元引受人」制度および「特別身元引受人」制度

III. 中国「残留邦人」の永住帰国支援

1. 中国「残留邦人」の永住帰国支援の現状
2. 永住帰国支援における中国「残留孤児」と中国

「残留婦人」との差異

IV. 中国帰国者の日本社会への定着支援の現状と課題

1. 中国「残留邦人」と中国帰国者の法的地位

- (1) 中国「残留邦人」の国籍問題
- (2) 日本政府による中国「残留邦人」の取扱い
- (3) 残された課題

2. 中国帰国者の生活実態と生活保障に係る諸問題

- (1) 日本語習得問題
- (2) 就職に結びつくような日本語指導の必要性
- (3) 中国帰国者一世の高齢化にともなう生活保障問題

- (4) 中国帰国者二世・三世の社会統合に関する問題
結びにかえて

はじめに

経済のグローバル化にともなう国際的な人の移動が活発化するなか、近年、日本を生活の拠点として家族を築き、子どもを育てている「定住外国人」が急速に増えてきている。彼らは日本社会の構成員として重要な労働力となっているが、その多くは不安定な雇用、社会保険の未加入、住居問題、不十分な日本語習得、子どもの教育のドロップアウトなど、多くの社会権保障に関する問題に直面している。こうした問題は、外国人が日本社会に適応するための政府による支援策が、系統的かつ具体的にこなされてこなかったことによつて生じたものと考えられる。つまり、外国人が日本で生活するために必要な日本語の習得、就労機会の確保、子どもの教育保障などについて、外国人の自助努力または民間団体の自主的な努力のみに任せた結果、以上の問題が生じたといえる。

これら日本社会の生活にうまく適応できないまま日本に定住している外国人およびその家族を、日本社会に統合するために必要な諸政策および法整備を考えるにあたって、日本政府が比較的積極的に社会統合支援を行った事例として、中国「残留邦人」ないし中国帰国者に対する定着自立支援の諸施策を検討することは十分に意義あるものと考ええる。

このような認識のもと、まず、本稿が対象とする中国「残留邦人」および中国帰国者について、その歴史的背景と用語

説明を行い（Ⅰ）、次に、日本政府による中国「残留邦人」ないし中国帰国者に対する支援体制を概観する（Ⅱ）。その上で、家族を含む中国「残留邦人」の永住帰国に際しての支援を検討し（Ⅲ）、日本における定住外国人の社会統合政策の参考として、中国帰国者の日本社会への定着自立に関する支援の現状と課題（Ⅳ）について考察する。

Ⅰ. 中国「残留邦人」について

1. 中国「残留邦人」の歴史的背景

戦前期の中国大陸には七〇〇万人の日本人がいたといわれ、その多くは軍人軍属であったが、「満州国」^①を中心として二〇〇万人を下らない民間人も居住していた。一九四五年（昭和二〇年）当時、満州に派遣された開拓団を含む一五五万人の日本人が在住していたという。同年八月のソ連軍による満州への侵攻にともない、壮年男子は戦力補充のために召集され、日本軍とともに南方戦線へと撤退していった。残された老幼婦女子は戦乱のなかで逃避を開始したが、ソ連軍による攻撃を受けて、または、避難の道中や約一年間に及ぶ避難所生活での飢餓や寒さ、疾病、あるいは日本軍の支配に対する報復に出た現地民の襲撃等により多くの者が命を落とし、なかには集団自決で命を絶った者もいた。^⑤

こうした戦乱のなかで、肉親と離別し孤児となって中国人

に助けられたり（いわゆる「中国残留孤児」）、幼い子どもの命を守るためや生き抜くために中国人の妻となったりして（いわゆる「中国残留婦人」）、やむを得ず中国に長年残留することになった者を総称して「中国残留邦人」という。^④「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」（平成六年四月六日法律第三十号）（以下、「中国残留邦人等の帰国促進及び自立支援法」という。）の定義によると、「中国残留邦人等」とは、「中国の地域における昭和二十年八月九日以後の混乱等の状況の下で本邦に引き揚げることなく同年九月二日以前から引き続き中国の地域に居住している者であつて、同日において日本国民として本邦に本籍を有していたもの及びこれらの者を両親として同月三日以後中国の地域で出生し、引き続き中国の地域に居住している者並びにこれらの者に準ずる事情にあるものとして厚生労働省令で定める者」（第二条一項）、または、「中国の地域以外の地域において前号に規定する者と同様の事情にあるものとして厚生労働省令で定める者」（第二条一項）である。^⑤

2. 中国「残留邦人」と中国帰国者

（1）中国「残留孤児」

中国「残留邦人」である中国「残留孤児」^⑥について、（旧）厚生省（現在の厚生労働省）は、①戸籍の有無にかかわら

ず、日本人を両親として出生した者であること、②中国東北地区等で、一九四五年八月九日（ソ連参戦の日）以降の混乱により、保護者と生別または死別した者であること、③当時の年齢が概ね二三歳未満の者であること、④本人が自己の身元を知らない者であること、⑤当時から引き続き中国に残留し成長した者であること、と定義している。^⑦そして、（旧）厚生省は、これらすべての条件を満たす中国「残留孤児」の多くが身元未判明者であるため、日本への帰国手段が失われていることから、その肉親探しのための訪日調査を行なってきた。^⑧

日本の敗戦直後の混乱状態のなかで親などと離別し、中国に残留することになった日本人孤児は、その発生の状況から次の四パターンに分けられる。^⑨

①ソ連の攻撃から逃避して日本へ帰るための集合地へと向かう恐怖と飢えと疲労続きの逃避行中で、または、逃避行半ばで捕らえられて中国やソ連が管理する厳しい状況にあつた収容所などで、親の死亡にともなつて孤児となつた者。
②極限状況下での逃避行中で、子どもの命を救うために中国人に自分の子を預けた方が良くと判断して、逃避行中に手放され中国人に預けられた孤児。

③収容所などでさらわれ、連れ去られてしまった孤児。
④足手まといで手離され、または、食料や金銭と交換される

などして、残留することとなった孤児。

(2) 中国「残留婦人」

日本の敗戦当時、自分自身が生き延びるために、また当時の肉親や家族が生き延びるために、やむを得ず現地中国人の妻になった者たちが、いわゆる中国「残留婦人」である。

(旧) 厚生省は、中国「残留婦人」について中国「残留孤児」のような定義を示していない。つまり、中国「残留婦人」とは、中国「残留孤児」に対比する呼び名であり、中国「残留孤児」に該当しない者の総称であるといえる。こうした中国「残留婦人」とされる者の大半は、一九四五年八月の終戦当時、概ね満一三歳以上だった女性たちであった¹⁵⁾。

中国「残留婦人」の存在は、長い間中国「残留孤児」の影に隠れ、一般に知られていなかったため、日本への帰国については正面から取り上げられなかった。つまり、終戦当時一三歳以上の「婦人」たちは、自らの意思判断で中国にとどまり、中国人と国際結婚して中国に残ることを選択し、また、日本国内の親族の同意があれば帰国することができるといいう日本政府の解釈によって、中国「残留婦人」は、日本への帰国のための援助を長らく受けられずにいたのである。¹⁵⁾

(3) 中国帰国者

中国帰国者とは、一九七〇年代以降に中国から日本に帰国してきた中国「残留孤児」や中国「残留婦人」とその家族のことである¹⁶⁾。すなわち、「中国帰国者」とは、中国から日本に永住帰国した中国「残留孤児」や中国「残留婦人」本人、その養父母、配偶者、および子ども世代の二世や孫世帯の三世を含む全家族のことをいう。

中国「残留邦人」問題と中国帰国者問題とは、一見すると同一の問題のようであるが、しかし両者は異なる論点を含む問題である。前者の中国「残留邦人」問題は、主に「残留」問題への対応、つまり、「残留孤児」の養父母の養育費問題や、「残留邦人」の一時帰国問題および永住帰国の問題が論点となる。それに対して、後者の中国帰国者問題は、主に永住帰国後の中国帰国者に対する日本社会への定着自立支援が議論の中心となる。したがって、本稿では、以下、中国「残留邦人」問題と中国帰国者問題との違いを念頭において考察を進める。

II. 中国「残留邦人」の帰国促進と受け入れ体制

1. 中国「残留邦人」の帰国および定着支援

厚生労働省は、中国「残留邦人」に対し、「一時帰国援助」、「永住帰国援助」、「定着・自立援助」を行なっている。

まず、「一時帰国援護」とは、「日本への永住帰国は望まないが、墓参りや親族訪問等を希望する場合は、毎年一時帰国すること」、また、「在日親族による受入れ困難な場合や、身元未判明の孤児の場合は、(財)中国残留孤児援護基金に委託し実施している集団一時帰国に参加」して毎年一時帰国ができるように支援することをいう。ここでいう「一時帰国」とは、「親族の訪問、墓参りその他の厚生労働省令で定める目的で本邦に短期間滞在するために本邦に帰国することをいう」(帰国残留邦人等の帰国促進及び自立支援法第二条四項)。

次に、「永住帰国援護」とは、中国「残留邦人」が日本への永住を望む場合に、永住帰国するよう援助することである。ここでいう「永住帰国」とは、「本邦に永住する目的で本邦に帰国することをいう」(同法第二条三項)。

そして、「定着・自立援護」とは、中国残留邦人が「長年中国などの異文化のなかで生活してきているため、日本に永住帰国し、定着自立するにあたっては、言葉、生活習慣、就労等の面で様々な困難に直面すること」を考慮して、「帰国者世帯に対し、厚生労働省をはじめとする関係省庁、地方公共団体が緊密な連携を図りながら、きめ細かな援護施策を講じ」ることである。具体的には、①帰国直後の六ヶ月間は、「中国帰国者定着促進センター」に入所させ、基礎的な日本語

語や生活習慣等の研修を行う。そして、肉親または身元引受人の責任の下に定着させる。②帰国後七ヶ月目から一年二ヶ月目までの八ヶ月間は、「中国帰国者自立研修センター」に通所させ、日本語、就労等の研修を行う。③定着後三年間は、「自立指導員」を派遣して、日常生活上の相談および自立へ向けての各種指導を行う。また、④自立支援通訳、巡回健康相談の実施等、日本の社会に円滑に定着させるためにさまざまな施策を行なっている。さらに、⑤「中国帰国者支援・交流センター」を活用して、帰国後四年目以後も継続して日本語学習や相談等の支援を行なう(図1参照)。

2. 「身元引受人」制度および「特別身元引受人」制度
「身元引受人」とは、身元が未判明な「残留邦人」およびその家族の身元を引き受ける者であり、また「特別身元引受人」とは、身元が判明した「残留邦人」およびその家族の身元を日本での肉親に代わって引き受ける者のことである。¹⁰⁾
「身元引受人」制度は、身元が未判明の「残留孤児」が祖国である日本に帰国できるようにすることを目的として、一九八五年に発足した。つまり、身元未判明者とその同伴家族について、まず、定着促進センターが身元保証人に代わり、厚生省援護局長が発給する入所通知書をもって入国査証に代えて帰国させ、次に、帰国後は定着促進センターへ入所中の

中国帰国者への定着自立支援の流れ

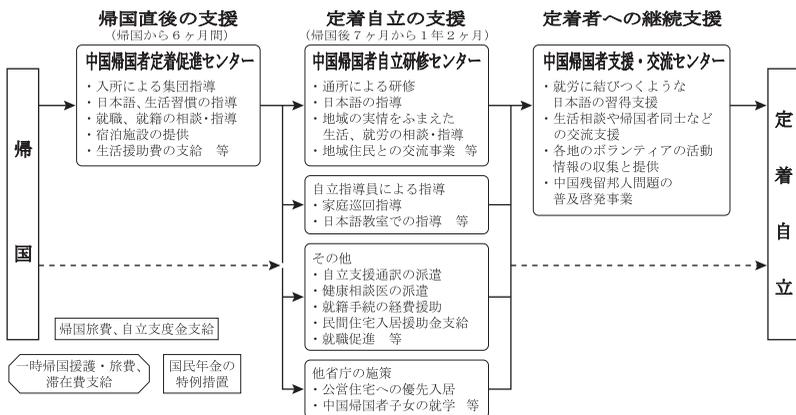


図1 「中国残留邦人等の援護」厚生労働省ウェブサイト：
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/engo/seido02/index.html>
 (2007年6月25日閲覧) に基づいて作成。

「身元引受人」をあつせんし、そして、その「身元引受人」の近隣に定着させるといふ制度である。

「身元引受人」制度を設けた理由について、(旧)厚生省の説明によると、大部分の孤児は中国国籍であるため、日本への帰国にあたっては外国人の入国と同様に出入国管理および難民認定法(以下、「入管法」といふ。)上で要請されている身元保証人が必要となり、身元未判明者の場合は、在日親族がいなかったため知人やボランティアを身元保証人として依頼しなければならず、事実上帰国が困難となったことへの対処措置であったと思われる。また、「特別身元引受人」制度を導入した背景には、一九八五年前後当時、肉親による身元が判明した「残留孤児」の身元引き受け拒否が多発していたことが挙げられる。もともと、これらの制度が設けられたのは、入管法による「外国人」の入国および滞在に対する身元保証人の義務を誰かに負担させる必要があったからと考えられる。つまり、厚生省および法務省は、中国「残留邦人」は中国国籍であるため「外国人」であり、入管法に基づいて取扱うこととし、また、「残留邦人」の日本帰国および永住について、日本側の親族がその身元を引き受けけない場合、身元保証人の義務を国ではなく、親族に代わる「特別身元引受人」に負わせようとした制度であるといえよう。

こうして、中国「残留邦人」が日本への永住帰国を希望し

ているが、しかし、身元保証人となる親族がいない場合、あるいは親族が身元保証人になれない、またはなりたくないといった事情がある場合でも、彼らの永住帰国の希望をかなえ、これを促進するために、親族に代わって帰国の手続きおよび帰国後の日本社会への定着と自立に必要な相談・助言を行なう「身元引受人」および「特別身元引受人」をあつせんする制度が設けられた。¹⁹⁾

これら中国「残留邦人」の帰国後の生活を保障するために設けられた、日本の親族による身元保証制度、あつせんされた「身元引受人」制度および「特別身元引受人」制度は、結果的に中国「残留邦人」の帰国を遅らせる原因となっただけでなく、日本政府の国家としての責任を、日本における「残留邦人」の親族またはその他の個人に肩代わりさせようとしたものであるとの批判があるのは、当然のことといえる。こうした日本政府による中国「残留邦人」およびその家族に対する受け入れ政策は、中国「残留邦人」や親族等の個人的問題という認識に基づいているが、しかし戦時に国民を遺棄した責任は国家が背負うべきであり、中国「残留邦人」とその家族の受入れ、その後の日本社会への定着責任は、日本政府および日本社会全体の責任として認識されるべきと考える。

Ⅲ. 中国「残留邦人」の永住帰国支援

1. 中国「残留邦人」の永住帰国支援の現状

中国「残留孤児」が集団で来日し、手がかりの情報公開して肉親探しを行なう「訪日調査」は、一九八一年（昭和五六年）三月に始まり、一九九九年まで通算三〇回行なわれた。この訪日調査は、日本政府の中国「残留孤児」の帰国を促進する支援体制の一環であり、一九八四年から一九八七年のピークを経て、その後の身元判明者数は年々減少傾向にある。一九九九年までに、合計二二一六人の中国「残留孤児」が肉親を探すために来日し、そのうち六六八名の身元が確認された。²⁰⁾ また、一九七二年から一九九九年までの間、中国「残留孤児」二三四四世帯（八五一一人）および中国「残留婦人」三六七四世帯（二万六五二人）を含む、六〇一八世帯（二万九一六三人）が日本へ永住帰国を果たしている。²¹⁾

二〇〇〇年度から、厚生省はそれまで実施していた中国「残留孤児」の訪日調査に区切りをつけ、「高齢化した孤児の訪日に伴う身体的・精神的な負担を軽減し早期の帰国希望に応えるため、中国現地で日中共同の調査を行なった後、肉親情報がない者については、訪日調査を経ずに直接一時帰国や永住帰国ができる」ようにする方向へと方針転換した。²²⁾ 日本と中国との国交正常化以降から二〇〇七年四月三〇日現在までの間に、中国「残留孤児」二五一〇世帯、および中国「残

「留邦人」三三三〇世帯、合計六三三〇世帯（中国「残留邦人」の同行家族を含む二万三〇一人）が国費で日本への永住帰国を果たしている。²⁴⁾

2. 永住帰国支援における中国「残留孤児」と中国

「残留婦人」との差異

国費による中国「残留孤児」の肉親探しの訪日調査は、一九八一年に本格的に開始された。これに対し、中国「残留婦人」については、前に述べたように、自分の意思判断で中国に残留したとみなされたため、里帰りという名目で「一時帰国」を認められ、そのための滞在費の支援を受けられるようになったのは一九九一年以降のことである。また、中国「残留婦人」に認められた一時帰国のための国費による援助は、一九九三年までは各自一回、しかも一人につき二回までという厳しい制限つきのものであり、毎年国費で帰国できるようになったのは一九九五年以降のことである。²⁵⁾

中国「残留婦人」の永住帰国は、それまで中国「残留孤児」に適用していた「身元引受人」制度および「特別身元引受人」制度を、一九九一年に「残留婦人」にも適用することが可能となった。しかし、「身元引受人」を本籍地の都道府県から選ぶという原則を満たすことが難しく、この制度によって帰国できた残留婦人はわずか四二名である。²⁶⁾

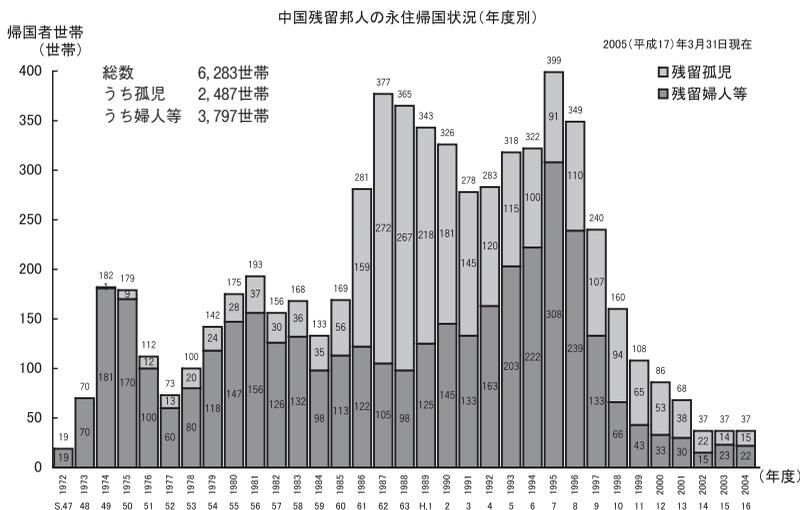


図2 「中国残留邦人等の援護」厚生労働省ウェブサイト：
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/engo/seido02/index.html>
 (2007年6月25日閲覧) に基づいて作成。

こうした十分と言うには程遠い中国「残留婦人」に対する帰国支援を変えるきっかけとなったのは、一九九三年の中国「残留婦人」の自費強行帰国⁽²⁷⁾であった。一九九三年以降、政府は、中国「残留婦人」に関する調査を行なうようになり、永住帰国を希望する者について、全員の帰国を受け入れると表明するに至った。⁽²⁸⁾

中国「残留婦人」は、終戦当時一定の年齢に達していたため、自分の身元や境遇について認識があったと思われる点では、幼児であった中国「残留孤児」とは異なっている。しかし、自分の意思や希望により中国にとどまることを選択したというよりも、生き残るか死ぬかという選択肢のなかでの究極の選択であったと考えられる。実際にも、生き抜くために「中国の家庭に入った」という者は少なくなかったようである。⁽²⁹⁾また、中国「残留婦人」が中国人男性と結婚したことを理由に、「帰国意思なし」あるいは「日本人でない」とした点も、妥当性を欠いている。というのも、戦乱期と戦後という時期的な差があるにせよ、中国人男性または中国女性と結婚して中国に残留することになった状況それ自体は、中国「残留孤児」も同様だからである。いずれにせよ、中国人男性の妻として中国人の家庭に入って生き抜くことと、中国人の両親の養子として中国人の家庭に入って生き抜くこととの差異を理由に、中国「残留婦人」と中国「残留孤児」との間

に線引きをし、その帰国支援に差異を設けることに疑問がある。

ちなみに、一九九四年に施行された中国残留邦人等の帰国促進及び自立支援法は、日本政府が、中国「残留孤児」と中国「残留婦人」との両者について、帰国促進および自立支援の「責務」を負うことを明確に規定している。したがって、少なくとも一九九四年以降は、帰国促進および永住帰国後の支援につき、中国「残留孤児」と中国「残留婦人」との間に差異を設けることは、法律上許されないこととなった。

IV. 中国帰国者の日本社会への定着支援の現状と課題

1. 中国「残留邦人」と中国帰国者の法的地位

(1) 中国「残留邦人」の国籍問題

現行国籍法が施行される一九八五年より前の旧国籍法では、外国人と婚姻して夫の国籍を取得した場合、または認知によって外国の国籍を取得した場合は、日本国籍を喪失することとされていた。これに対して、現行国籍法は、日本国籍の離脱について、「日本国民は、自己の志望によって外国の国籍を取得したときは、日本国籍を失う」(国籍法第一条一項)、また、「外国の国籍を有する日本国民は、その外国の法令によりその国の国籍を選択したときは、日本国籍を失う」(同法第一条二項)と規定している。

これらの国籍法の規定と関連して、自分の自由意思によらずに中国に残留することになった中国「残留邦人」が、たとえ日本に戸籍が残っていたとしても、何らかの事情により中国国籍を取得した場合、また、日本へ永住帰国する際などに中国旅券を申請して取得した場合、日本国籍を失うか否かが問題となる。また、中国「残留邦人」の中国での中国人との婚姻、あるいは中国人の父による認知は、日本法上も有効であるか否か、そして、その身分行為が旧国籍法施行当時に成立している場合、日本国籍は喪失させられるか否かが問題となる。旧国籍法によれば、中国「残留邦人」は中国人男性との婚姻により日本国籍を喪失し、その子の国籍は中国国籍であるとみなされる。これら中国国籍を取得した中国「残留邦人」は、帰化手続きにより日本国籍を取得することになる。また、中国「残留男子」^{②①}を親として中国で生まれたいわゆる中国「残留邦人」二世についても、中国の日本領事館へ出生届けをしていないもしくはできなかった場合は、中国の旅券を取得して日本への帰国を果たすことになるため、中国国籍の外国人として扱われるが、日本へ永住帰国後に就籍許可の審判を通して日本国籍を得ることになる。

(2) 日本政府による中国「残留邦人」の取扱い

永住帰国した中国「残留邦人」の法的地位について、たと

え身元が確認され日本の戸籍に記載があったとしても、日本の国籍が確認されるまでは外国人として扱われるという方針になっている。つまり、旅券が名義人の国籍を証明する文書であり、中国「残留邦人」は中国政府から発行された中国の旅券を保持して来日しているため、中国国籍を保有する者として取り扱われている。そのため、中国「残留邦人」は、日本への帰国にあたり、身元保証人を立てることが要請され、外国人登録をすることが必要な場合もある。^{②②}

(1) で述べた中国「残留邦人」の日本国籍保有の是非に關する問題は、彼らの就籍問題と密接に關わっている。身元未判明「残留邦人」の就籍問題について八〇〇件を超える裁判が提起され、すべての裁判で「残留邦人」たちの日本国籍の存在が確認され、就籍が認められている。^{②③}しかしながら、法務省は、中国「残留邦人」の日本国籍保有を認めておらず、中国の旅券を保持する中国「残留邦人」は中国国籍であり、他の一般「外国人」と同様に入管法の対象として取り扱うという姿勢を崩していない。中国「残留邦人」を外国人として取り扱ったがために、中国「残留邦人」の日本への「帰国」に困難をもたらしている状況があるとの指摘がある。^{②④}

この中国「残留邦人」の国籍問題ないし法的地位問題について、中国「残留邦人」の永住帰国の際、日本政府が彼らを外国人として取り扱ったことが違法であるとの判決が出てい

る(神戸地方裁判所平成十八年二月一日判決³⁴⁾)。本件訴訟は、二〇〇二年十二月以降、帰国した中国「残留邦人」約二二〇〇人が各地で原告団を形成して、国を被告として提訴している国家賠償訴訟の一つである。本判決は、まず、原告である中国「残留孤児」に対する国の「帰国遅延に関する責任」について、(ア)「残留孤児を外国人として扱い、留守家族による身元保証書の提出がされない限り入国を認めない」という政府関係者(残留孤児の帰国に関わる政府関係者)の措置は、法律の根拠も合理的理由もなしに、残留孤児の帰国を制限する違法な職務行為である、(イ)帰国旅費の支給申請手続きについて、「留守家族による残留孤児の戸籍謄本の提出を求めることが、…帰国制限に結びつく」ものであって、違法な職務行為である、(ウ)「残留孤児の入国に際し、招へい理由書、特別身元引受人の身元保証」を要求する「政府関係者の措置は、法律上の根拠も合理的な理由もなしに、残留孤児の帰国を制限する違法な職務行為である」として、被告である国の賠償責任を認めた。次に、本判決は、早期帰国支援義務について、国家賠償責任を発生させる具体的な法的義務を認めるのは困難として否認した。しかし、「政府の帰国孤児の自立支援策は極めて不十分なものであった」として、国が自立支援義務を懈怠したと肯定した。

中国「残留邦人」による国を被告とした国家賠償訴訟にお

いて、これまでは原告の主張を退けるものが多かった³⁵⁾。本判決は、国が中国「残留孤児」を外国人として取り扱ったことの違法性を認め、中国「残留孤児」に対する帰国遅延に関する義務違反を肯定し、さらに、永住帰国後の定着支援義務の懈怠による国の賠償責任を認めた初めての判決として、意義があるといえる³⁶⁾。

(3) 残された課題

(1) で述べた中国「残留邦人」の国籍問題ないし法的地位に関する問題は、当事者の権利保障等を考える上で重要であると同時に、本人のアイデンティティにも関わる複雑な問題を含んでいる。また、中国「残留邦人」の家族の法的地位についても、彼らの歴史的背景ないし来日の経緯および日本との特別な関係を考慮すれば、その他の一般外国人と同じように対応すること自体に問題があるといえる。

したがって、こうした中国帰国者の国籍問題について、「国籍選択の自由」に基づく本人の意思を尊重する柔軟な対応が求められるのであり、その法的地位については、日本の現行国籍法および旧国籍法に基づいてのみならず、国際人権法の観点からも検討する必要がある。つまり、まず、中国「残留邦人」の永住帰国について、日本国籍の保有問題と関連して、「自国へ戻る権利」について国際人権法の観点から

再検討される必要がある。⁽³⁷⁾次に、国籍をもつことが人権であり、国籍の維持または回復も人権であることに鑑みて、本人の希望にしたがって、中国「残留邦人」については、日本国籍保有の確認をすばやく行なうとともに国民としての権利および安定した生活を保障し、その家族については、日本との特別な関係を考慮して国籍取得要件の緩和等の特別措置を講じることが必要であると考える。⁽³⁸⁾

2. 中国帰国者の生活実態と生活保障に係る諸問題

日本に帰国した中国「残留邦人」のほとんどは永住帰国を希望し、中国で築いた家族を呼び寄せて、日本での生活を再スタートさせている。しかし、長年夢見てきた日本への帰国であったが、永住帰国後の生活は厳しいものである。⁽³⁹⁾その現実的問題として、言葉の問題や異文化適応のストレス、⁽⁴⁰⁾就職問題、帰国後の不安定な生活、老後の保障となる年金問題などに關する問題が多く残されており、これらの問題に対応した政策および法整備が要請されている。また、中国から呼び寄せてきた家族が急増するなか、日本社会で生きる二世や三世をめぐる問題が後を絶たない。以下では、これら日本社会における中国帰国者の定着自立に關する諸問題について、若干の検討を加えることとする。

(1) 日本語習得問題

日本社会で生活し、働くためには、日本語の習得が必要不可欠である。中国「残留邦人」とその配偶者、および中国「残留邦人」と生活を共にするために日本に入国した中国「残留邦人」の親族（以下、「同行家族」という。）が、日本社会に定着し自立するための支援については、前述のように、まず、国の「中国帰国者定着促進センター」で六ヶ月、次に、各定着地の「中国帰国者自立研修センター」で八ヶ月、合計一年以上の日本語習得の機会を与えられる。⁽⁴¹⁾また、前者の定着促進センターでは、日本語の指導だけでなく、日本社会への理解や日常生活に必要なことについても学習し、後者の自立研修センターでは、定着地での生活に即した研修が中心に行なわれる。さらに、「中国帰国者支援・交流センター」では、継続的な日本語の習得以外に、就労に關する相談を行ったり、帰国者同士が交流する場を提供したりしている。

これらの支援のうち「中国帰国者定着促進センター」および「中国帰国者自立研修センター」での研修は、中国「残留邦人」とその配偶者、および同行家族（一家族）だけを対象としている。したがって、「中国帰国者定着促進センター」入所や「中国帰国者自立研修センター」通所の対象とならない、後に呼び寄せられた二世や三世の家族（以下、「呼び寄

せ家族」という。)の日本語習得については、「中国帰国者支援・交流センター」で行なうか、自力で習得することになる。たとえ、「中国帰国者支援・交流センター」で日本語習得の機会を与えられているとしても、これら呼び寄せ家族は自費で来日し、しかも日本で生活するための公的資金援助もないため、生活費のためにいち早く就労する傾向があり、日本語を習得する機会も時間的余裕もないのが現状である。

同じく中国「残留邦人」の家族であっても、国費により来日する同行家族と自費で来日する呼び寄せ家族とは、来日後における受け入れ支援体制の違いにより、日本語の習得および日本社会への適応に差があるものと考えられる。しかし、こうした対応の差異については、同行家族も呼び寄せ家族も中国国籍をもつ同一な法的地位にあると思われること、および来日後に日本語の習得なしで日本社会に順応することは非常に困難であることを考えれば、合理的理由は見いだし得ない。したがって、呼び寄せ家族についても、来日後における日本語習得の機会を保障するとともに、日本社会に適應するために必要な日本の習慣や制度などについて研修を受ける機会を提供する必要があると考える。

また、中国「残留邦人」とその配偶者である中国帰国者一世については、高齢化の進展により一年では日本語を習得できないという意見がある。そのため、高齢者の日本語習得に

は時間をかけ、かつ継続的に行なうことが必要であることが指摘されている^⑧。一方で、高齢の中国帰国者一世にとって、日本語の学習自体が負担となる場合もあるため、柔軟な対応が必要であろう。したがって、「中国帰国者支援・交流センター」で継続的に日本語を習得できる制度については一定評価できるが、しかし利用者の必要に応じて提供するサービスの質の向上を図っていく必要があると思われる。

(2) 就職に結びつくような日本語指導の必要性

中国「残留邦人」およびその家族の就労状況は、他の定住外国人の場合と同様に、日本経済の不況の影響を受けやすい不安定なものであるのが一般である。解雇や給与の未払い、会社側の倒産による失業などであり、その状況は深刻である。まして、「残留邦人」本人ばかりでなく、「残留邦人」の日本での生活を支える二世も高齢になってきており、日本語が不自由であれば、再就職先を見つけることは極めて困難であるといわざるを得ない^⑨。

生活の安定を獲得するために必要な日本語習得であるとするれば、職業の確保に結びつくような日本語指導が必要であろう。しかし、これまでの日本語学習と就職とは一貫した関連性を持ったものとはなっておらず、また、二世の高齢化も進行している現状においては、先述したように、そもそも一年

の日本語学習の期間では、就職できるだけの日本語は身につかず、自立するどころか孤立する「孤児」が増加しているという指摘がある。⁽⁴⁵⁾この日本語習得と就労という二つの問題の解決策として、永続的に利用可能であるという「中国帰国者支援・交流センター」の果たす役割は、現時点では必ずしも明らかではない。しかし、その運用実態と利用者ニーズの双方を分析したうえで、日本語習得や就労支援に係わるニーズに対応した包括的できめ細かな支援メニューを用意し、業務内容の充実を図ることによって、同センターを有効に活用することができるかもしれない。

(3) 中国帰国者一世の高齢化にともなう生活保障問題

① 中国帰国者一世の高齢化

日本の敗戦から三六年后に本格的に開始された帰国支援によって、永住帰国を果たした中国「残留邦人」の高齢化が一段と進んでいる。たとえば、敗戦時に一歳であった中国「残留孤児」が一九八〇年代に日本へ帰国したとすれば、帰国当初は四〇歳前後であるが、今は六〇歳以上となっている。また、中国「残留婦人」は少なくとも一三歳を加算することになるから、大抵の者は現在七五歳以上ということになる。

こうした中国「残留邦人」は、無一文の状態で日本に永住帰国を果たしたケースがほとんどであるため、上記のような

帰国後の雇用問題とあいまって、日常的な生活保障だけでなく、老後の生活保障が重要な問題となる。

② 高齢化する中国帰国者一世に対する生活保障

厚生省によって実施された「平成一五年中国帰国者生活実態調査」によると、生活保障の受給状況について、「残留孤児」世帯の六一・四%、「残留婦人」世帯の五五・二%、全体で約五八%が生活保障を受けている。また、「年齢別生活保障の受給状況」によると、六〇歳以上七〇歳未満の受給率(六一・三%)が最も高く、次いで七〇歳以上八〇歳未満(受給率五七・九%)、そして八〇歳以上(五二%)の順となっている。⁽⁴⁶⁾なお、就労の有無と生活保障受給の要否とは、反比例する関係にあるといえる。

一方で、年金の受給状況を見ると、五二%の「残留邦人」(三五・八%の「残留孤児」および六六・二%の「残留婦人」)が年金を受給しており、六五歳以上の受給者が最も多い。受給年金の種別は、全体の五六・六%が国民年金を受給しており、その年金額については、年額三六万円未満が最も多く、全体で五一・二%となっている。⁽⁴⁷⁾

中国「残留邦人」の老後の生活保障に対する不安の声は、生活保障や年金の受給額が少なく、そのままでは生活できないことからくることかがある。年金の保障があるとはいえ、一月当たり三万円では生活はできないであろう。老後の保

障が不十分であるため、生活保護に頼らざるを得ないが、生活保護受給中の場合、僅かばかりの年金の金額が収入として認定されてしまうことが懸念されている。また、生活保護受給者について、一時的に中国に戻った場合には、中国滞在中の生活保護が停止される上、その渡航費用等相当額が収入認定され生活保護費から差し引かれてしまう。なお、生活保護受給者は、再就職の可能性がほとんどなくとも、自立指導が行なわれ、職業安定所に通わなければならない現状があるという。こうした生活保護の受給による生活上の制約が多いだけでなく、社会からの偏見や差別を感じ、自尊心が傷つけられるとの意見がある。

中国「残留邦人」との意見交換会の結果によると、「老後を安心して暮らせるようにしてほしい」との意見があった。すなわち、生活保護の額が少ないことから、安定した老後を送れるように、他の普通の日本人と同様な暮らしができるような中国「残留邦人」のための新たな給付金制度を創設して欲しいというのである。既に高齢であり、就労して収入を得ることが期待できない中国「残留邦人」が、残された時間を日本で安心して暮らすことができるよう、中国「残留邦人」の老後の生活保障に関する早急な解決策が求められているといえる。

③中国「残留邦人」に対する新たな支援策

中国「残留邦人」が「日本に帰ってよかった」と思えるように、また、「日本人として尊厳もてる生活」を確保するために、そして、「老後は安心だ」と思えるような制度として、「中国残留邦人」に対する新たな支援策^⑤が決定された。この新たな支援策は、(ア) 国庫で保険料を肩代わりする形で、中国「残留邦人」全員に基礎年金を満額(月額六万六〇〇〇円)支給し、(イ) 生活保護に代わる特別給付金(最大八万円)を支給することを柱として、住宅、医療、介護にかかる費用も別に補助することなどを内容としている。また、この新支援策は、生活全般にわたる支援を図るものであり、高齢化している中国「残留邦人」の安定した老後生活を保障する政策として期待することができるといえる。今後は、この新たな政策の具体的な運用が重要であると考ええる。

(4) 中国帰国者二世・三世の社会統合に関する問題
単身で日本に永住帰国する中国「残留邦人」は少なく、ほとんどの者は永住帰国の際に家族を同行し、または、帰国後に中国に残してきた家族を呼び寄せている。

中国「残留邦人」と共に来日した同行家族に対しては、日本語の習得をはじめとする日本社会への適応のための支援が行われるが、しかし、呼び寄せ家族については、こういった

日本社会への統合のための支援や生活保障がないことは、前述した通りである。したがって、中国帰国者のなかで、呼び寄せ家族として来日している者は、日本語の習得問題、就労問題、住宅問題、子どもの教育問題など、他の定住外国人と同様の問題を抱えているものと思われる。

特に、学校におけるいじめなどによって居場所を失った子どもの集まりがグループを成し、法に触れる行為をすることに至ることがある。日本国籍をもつ者、または日本国籍が確認された中国「残留邦人」、あるいはいわゆる在日朝鮮・韓国人や台湾人と異なり、中国帰国者二世・三世は中国国籍をもつ外国人であるため、該当事由があれば、入管法に定められている強制退去（同法第二四条）の対象者となる。そうした事態を避けるためにも、帰国を果たした中国「残留邦人」の子孫が日本で安定した生活を送れるように、中国帰国者のなかでの異なる取り扱いを排除して、中国帰国者を日本社会に統合するための支援を平等に行なうことが必要であると考える。さらには、こうした日本に在住する異文化の背景をもつすべての者に対して、日本語教育をはじめとする日本社会に適応するために必要な諸施策が、今後平等に保障されることを期待してやまない。

結びにかえて

一九九四年三月一九日に成立した中国残留邦人等の帰国促進および自立支援法は、「国等の責務」について触れている（同法第三条、第五条）。すなわち、中国残留孤児等の帰国およびその後の日本社会での自立支援は、「国の責務」で行なうと定められたのである。日本が中国「残留邦人」問題で初めて「国の責務」という表現を用いて、戦争の責任および戦後処理について国の責任を認めたといえる。

現在、中国「残留邦人」およびその家族に対する支援のニーズは、肉親探しと日本への帰国から、彼らの日本社会における定住生活で直面しているさまざまな問題の解決、言い換えれば、日本社会への定着自立へと問題の質が移行してきたといえる。つまり、これまで、中国「残留邦人」問題に関する議論の多くは歴史的観点からなされてきたが、しかし、苦難のなかで中国において築いた家族とともに帰国した中国「残留邦人」が、既に多数日本社会に永住している状況のもと、地域社会の生活における現実の問題に目を向けた議論を展開する必要があるということである。というのも、中国「残留邦人」の問題は、「残留邦人」本人たちの問題にとどまらず、その永住帰国にともなって帰国または来日した家族にまで及ぶものであり、そして、異文化背景をもつ定住外国人の日本社会への統合問題へと広がりをもたせる日本社会全体の

問題といえるからである。

また、本稿で紹介した中国「残留邦人」とその配偶者および同行家族に対する日本語および日本習慣の習得、生活相談、文化交流等の定着自立のための支援策は、適用除外とされている呼び寄せ家族は勿論のこと、現在日本に定住している外国人家族にも応用することを期待したい施策である。なぜならば、日本在住の定住外国人が抱える日本語未習得問題や就労問題、子どもの教育問題、住居問題などについて、中国帰国者に対する定着自立支援策を施すことで、現実的な解決の糸口を見つけることができると思われるからである。

さらに、日本における難民や無国籍者を含む定住外国人の権利が保障され、彼らが安定した生活を送るためには、異なる法的地位にある定住外国人に適合したきめ細かな「社会統合政策」を日本において構築することが必要である。すなわち、現在日本で生活する定住外国人のニーズを抽出するために生活実態の把握に努めるとともに、定住外国人の法的地位の保障だけでなく、来日の経緯や背景、日本社会への統合の度合いなどを考慮した、きめ細かな社会統合政策が求められているのである。こうした社会統合政策は、外国人の権利保障を図るうえで重要であるだけでなく、二世三世を含む定住外国人が出身国と日本との架け橋となる存在として、そして、日本社会に貢献する一員となるために必要であると考え

る。実際に、中国「残留邦人」二世の者が、新たに帰国した中国「残留邦人」家族の自立指導員として、家族巡回指導を行なっているほか、日本人に中国語を教えたり、積極的に文化交流を進めたりしている。このような、日本に定着し日本社会に統合されている外国人が、後に来た外国人の日本社会への統合支援を行なうという良き循環を作り出すような社会統合政策が必要であるといえる。

定住外国人に関する諸問題に関して、「社会統合政策」という観点からアプローチする先行研究は、少なくとも日本法に関する限り未見であるが、本稿で紹介した日本政府による中国帰国者の定着自立のための三段階にわたる支援策は、定住外国人の日本社会への統合政策のあり方を今後検討する際の参考になると考える。なお、定住外国人の日本社会への統合政策を検討するにあたり、移民の社会統合政策を実践するとともに、移民の社会権保障などに関する理論構築の議論が盛んに行なわれているEU諸国をはじめ、比較法的研究が有意義であると考えられるが、それは今後の課題としたい。

注

(1) 「満州国」は、日本ないし関東軍が一九三三年に、現在の中華人民共和国の東北地方に建てた傀儡国家であった。溥儀を名目上の統治者として立てながら、実質上の実権は日本の軍人、官吏、顧問が独

占した植民地支配の方式によって統治され、一九四五年の第二次世界大戦における日本の降伏にともない消滅した。木下貴雄『中国残留孤児問題の今を考える』鳥影社、二〇〇三年、一九―三二頁。

(2) 蘭信三『中国帰国者』の生活世界』行路社、二〇〇〇年、二二頁、二五頁。

(3) 「中国残留邦人等の援護」厚生労働省ウェブサイトを：<http://www.mhlw.go.jp/bunya/aino/seido02/index.html> (二〇〇七年六月二十五日閲覧)。当時の日本軍部は、欧米諸国に対抗するための安全地帯の確保拡大という軍事的必要性と、昭和初期の世界恐慌の影響を受けた国内農村の惨状の打開策として、大規模な開拓移民を満州へ送り込んだ。軍事面の補強と労働力の確保のためには「満蒙開拓青少年義勇軍」が、そして、農業移民としては「満蒙開拓団」が開拓地へと移住した。こうした国策によって送り出される者は三二万人に及び、戦争末期には二七万人もの開拓移民が戦場と化した地に放り出されたのである。八木巖「中国帰国者の実情とその背景」江畑敬介・曾文星・箕口雅博編著『移住と適応―中国帰国者の適応過程と援助体制に関する研究』日本評論社、一九九六年、二二―三三頁。

(4) 蘭信三「中国帰国者とは誰なのか、彼らをどう捉えたらよいのか」蘭信三・前掲書(注2)、二四頁。木下貴雄・前掲書(注1)、二四頁。

(5) 八木巖・前掲論文(注3)、二二―二四頁。中国「残留邦人」の形成経緯について、詳しくは、南誠『中国帰国者』の歴史的形成に関する一考察：『中国残留日本人』の残留と帰国をめぐる』蘭信三『中国帰国者』の社会的適応と共生に関する総合的研究：『中国帰国者』は国民国家を超えるか』平成二二―一五年度文部科学省科学研究費補助金基盤研究(B)(1) 中間報告書、八四―一六一頁を参照。

(6) 「中国残留邦人等の援護」前掲厚生労働省ウェブサイト(注3)

(二〇〇七年六月二五日閲覧)。「残留孤児」と「残留婦人」とを総称する「残留邦人」という用語は、日本弁護士連合会が用い、中曽根元首相が提唱したこともあったようである。「残留」という言葉は、彼らが主体的に中国に留まったという意味合いをもつが、しかし、いわゆる「残留邦人」は、生きるために中国に留まらざるを得なかったという事実があるため、彼らは本来の「残留」ではなく国によって見捨てられた「棄民」であり、日本政府による中国「残留」という公式な呼び方は、彼らの「残留」に至る経緯への責任を逃れるような用い方であるとの指摘がある(蘭信三「バリアとしての中国帰国者」前掲書(注2)、一三頁を参照)。また、中国「残留邦人」と同じ意味で用いられている「中国残留日本人」という用語もあるが、本稿では、戦中または戦後に日本国に遺棄された「棄民」という意味合いを込めて、すでに一般化している呼び名であり、法律でも正式に使用されている中国残留邦人等に「」をつけて用いる。

(7) 日ソ開戦時に、千島を含む樺太には約三八万人の民間日本人と、約一万人の季節労働者が在留していた。開戦時の老幼婦女子等の北海道への緊急疎開と、戦後の集団引き揚げが一九五九年まで行なわれていたが、しかし、配偶者の国籍問題や政治体制の違いなどが妨げとなって、その後も樺太に残留することとなった「樺太等残留邦人」がいる。「中国残留邦人等の援護」前掲厚生労働省ウェブサイト(注3)、(二〇〇七年六月二五日閲覧)。

(8) 「中国残留日本人孤児」を意味する中国「残留孤児」の呼称は、中国「残留孤児」が訪日して肉親を探し身元を確認する調査が始まって間もない当時、調査の取材を行なった記者が、「孤児」の意見を聞いた上で、新聞に掲載したのが最初であり、その後、この呼び名が定着している(木下貴雄・前掲書(注1)、一五―一六頁)。この中国

- 「残留孤児」という呼称について、i) 敗戦の困難状況下とはいえ、
 国の「遺棄」責任を「残留」というあいまいな言葉で回避し、
 また、ii) 「孤児」という言葉は中国人の養父母の存在を無視した表現
 であると批判し、民族や国籍は異なるとしても、中国で中国人に
 よって育てられて長年生活してきたなかで、思考様式からライフス
 タイルまで中国人同様に生きてきたことから、「日系中国人」とすべ
 きとの意見がある（「残留孤児呼称は『日系中国人』」木下貴雄・前掲
 書（注1）、五〇〜五二頁）。帰国「残留邦人」がもつ日系中国人と
 してのアイデンティティについては、上記の主張に一理あると考える
 が、しかし、「日系中国人」という用語では、中国「残留邦人」がも
 つ特殊な歴史的背景および境遇等を表現できないと考える。一方
 で、「孤児」については、中国の養父母を配慮しない言い方であるとの
 指摘には、賛同する。したがって本稿では、特に中国「残留孤児」と
 中国「残留邦人」とを区別する必要がない場合は、両者を含む中
 国「残留邦人」の用語を用いる。しかし、「残留孤児」の境遇との差
 異、および帰国の際の日本政府による対応の差異などについて検討
 する際には、「残留孤児」と区別する形としての中国「残留邦人」と
 いう用語を用いる。
- (9) 厚生省援護局編『中国残留孤児…これまでの足跡とこれからの道
 のり』ぎょうせい、一九八七年、一七頁。一三歳以下という基準
 は、自ら意思判断ができない年齢であることが理由であったという。
- (10) 八木巖「中国帰国者の実状とその背景」・前掲書（注3）、二二頁。
- (11) 木下貴雄・前掲書（注1）、二八〜二九頁。
- (12) 「残留邦人」としているのは、成人した残留邦人のほとんどが女性
 であったことから使われているようである。木下貴雄・前掲書（注
 1）、五三頁。

中国帰国者の日本社会への定着支援の現状と課題（付）

- (13) 蘭信三・前掲書（注2）、二〇〇〇年、二四頁。木下貴雄・前掲書
 （注1）、七三頁。
- (14) その多くは開拓員の妻や娘として旧満州に渡っているが、旧満州
 にあった会社や学校、病院などに就職するためまたは夫や父の転勤
 により満州の地を踏む例、軍人の妻として、または満蒙開拓青少年
 義勇軍の青年たちの妻として満州へ渡った例も多いようである。時
 津倫子「『中国残留邦人』の生活世界」・蘭信三・前掲書（注2）、二
 四頁。木下貴雄・前掲書（注1）、四九〜七六頁。
- (15) 八木巖・前掲論文（注3）、二二頁。
- (16) 蘭信三「パリアアとしての中国帰国者」・蘭信三・前掲書（注2）、
 二頁。終戦直後、GHQが主導で行なった中国大陸からの邦人の集
 団引揚げにより、一九四六年五月から一九四八年八月まで一〇四万
 人余りの日本人が日本本土へ帰還した（いわゆる前期引揚げ）。また
 その後、中国紅十字会および日本赤十字社を通じての民間協力によ
 り、一九五三年三月から一九六八年七月までの間、三万二五〇〇人
 余りの日本人が日本本土への帰還を果たした（いわゆる後期引揚
 げ）。本稿が対象とする中国「残留邦人」および中国帰国者は、こ
 うした集団引揚げにより日本へ帰国することができなかった者たちで
 ある。
- (17) 木下貴雄・前掲書（注1）、三八〜四〇頁。
- (18) 入管法上の身元保証人の義務は、次の通りである。①必要に応じ
 て滞在費および帰国旅費を負担すること、②本邦滞在中、日本法令
 を遵守させること、③要請がある場合には、本邦における在留状況
 を関係省庁に遅滞なく報告すること、④滞在日程の変更の都度、あ
 らかじめ関係省庁へ報告し、その際の指導事項を遵守させること、
 ⑤入国目的以外の活動を行なわせないこと、および⑥滞在期間内に

出国させることである。

- (19) 中国「残留孤児」については一九八九年、中国「残留婦人」については一九九一年から、「身元引受人」制度または「特別身元引受人」制度が適用されている。

(20) 木下貴雄・前掲書(注1)、三八〜四二頁。

- (21) 中国帰国者支援に関する検討会「中国帰国者支援に関する検討会報告書」二〇〇〇年(別紙1)。

(22) 中国帰国者支援に関する検討会・前掲報告書(注21)、(別紙2)。

- (23) 「中国残留邦人等の援護」前掲厚生労働省ウェブサイトを(注3)、(二〇〇七年六月二五日閲覧)。

(24) 訪日調査に参加した中国「残留孤児」は二二三三人、そのうち身元が判明した者は六七二人、判明率は平均して三〇パーセント台である。「中国残留邦人等の援護」前掲厚生労働省ウェブサイトを(注3)、(二〇〇七年六月二五日閲覧)。一九八一年からの中国「残留孤児」の訪日調査による身元判明率について、一九八二年の七五パーセントが最高である。一九八四年までは五〇パーセントを超えていたが、その後は減少する一方であり、一九八七年は二〇パーセントを切った。一九九〇年には七六パーセントに再上昇したが、その後は一〇パーセント台が続き、一九九七年はついに一〇パーセントを下まわった。木下貴雄・前掲書(注1)、二二頁。

(25) 木下貴雄・前掲書(注1)、二〇〇三年一七〜一八頁。

(26) 時津倫子・前掲論文(注14)、七四〜七五頁。

(27) 当時五六歳から八〇歳までの中国「残留婦人」二人が突然来日して、「これ以上待っていては生きていけるうちに祖国に帰国できません。中国ではまた二〇〇〇人からの仲間が帰国できずに泣いています。一日も早く祖国へ帰る喜びを与えて下さい」という内容の陳情

書と、「細川総理様、私たちを祖国で死なせて下さい。中国残留婦人」と書いた旗を持って、成田国際空港のロビーで一晩籠城したことが大きくマスコミに取り上げられたことよって、日本政府はようやく中国「残留婦人」の帰国支援を講じるようになった。木下貴雄・前掲書(注1)、一六〜一八頁。

(28) 時津倫子・前掲論文(注14)、七四〜七五頁。

(29) 蘭信三・前掲論文(注4)、二四頁。

(30) 中国「残留婦人」が女性を指しているのに対して、中国「残留男子」は、敗戦当時二三歳以上でそれ以降中国に残留することとなった日本人男性を指している。

(31) たとえば、中国帰国者にかかる登録事務の取扱いについて、法務省入国管理局登録課長が都道府県外国人登録事務主管部長に対して、中国旅券入国者は外国人として扱い、渡航証明書所持者同様であり、外国人登録も必要であると指示している(昭和五七年一月三日・法務省管登八二六(昭和五〇年一月二日管登九六六〇改正))。

(32) 木下貴雄・前掲書(注1)、四四頁、五四頁。

(33) 木下貴雄・前掲書(注1)、四四頁。

(34) 判例時報一九六八号一八頁。中国「残留邦人」国家賠償訴訟では、原告である中国「残留邦人」たちは国を被告として、(ア)旧満州に居住した民間人を置き去りにし、長期間放置するとともに、日中国交正常化後も速やかに帰国支援策をとることを怠った、(イ)帰国する際、入管法上の身元保証人を要求する等、帰国妨害を行なった、(ウ)帰国後、現在に至るまで十分な定着および自立支援措置の実行を怠ったとして、精神的損害等に対する賠償を求めたものである。本判決の後、高知地方裁判所平成一九年六月一五日判決(判例集等未掲載)は、時効を理由として請求を棄却したが、しかし、被

告国に早期帰国実現義務があったこと、被告国はその義務に違反したこと、その義務違反によって原告らの帰国が遅れたこと、そして、被告が原告らを外国人扱ったのは違法であること、を認めた。

(35) たとえば、中国「残留邦人」が提起した国家賠償訴訟に関する初めての判決である大阪地方裁判所平成一七年七月六日判決（判例タイムズ一二〇二号一二五頁）、その後の東京地方裁判所平成一八年二月一日判決（判例時報一九二〇号四五頁）は、いずれも原告の請求を退けている。

(36) 全国各地で繰り返られている中国「残留邦人」による国家賠償訴訟は、原告側が後述する「中国残留邦人に対する新たな支援策」の受入れにより、解決に向かうことになった。

(37) 国家は、原則として、外国人の自国への入国および滞在を自由に決定できるが、しかし、自国民の自国の領域内への入国を認められなければならない。この自国へ戻る権利は、世界人権宣言第一三条二項、市民的及び政治的権利に関する国際規約第一二条四項において保障されている。

(38) 国籍をもつことが人権であることは、世界人権宣言（第一五条）をはじめ、さまざまな国際条約および地域の条約で確認されており、国籍を取得する権利や国籍を変更する権利とともに、国籍の維持または回復も人権であると考えられる。国籍と人権については、拙稿「無国籍者の発生防止と権利保護に関する一考察」アジア女性法学第九号、アジア女性法学研究所、二〇〇六年、二三二―二三五頁を参照された。

(39) 中国「残留邦人」およびその家族の国籍問題ないし法的地位問題について、本稿では、紙面の制限により現状についてまとめ、検討については別稿にゆずることとする。

中国帰国者の日本社会への定着支援の現状と課題（付）

(40) 「中国帰国者」の日本における異文化適応上の精神的問題については、精神医学的見地から実践的かつ学術的に研究し、日本の援助体制の諸問題を指摘している、江畑敬介・曾文星・箕川雅博・前掲書（注3）を参照されたい。

(41) こうした中国帰国者が日本社会での生活をスタートさせるための支援を行なうセンターは、新たな中国帰国者の減少にもなっており、二〇〇七年七月現在、「中国帰国者定着促進センター」は全国で二箇所、「中国帰国者自立研修センター」は全国で二箇所ある。なお、「中国帰国者支援・交流センター」については、全国で五箇所ある。

(42) 厚生労働省による平成一二年度および平成一五年度の「中国帰国者生活実態調査」はともに、中国「在留邦人」とその配偶者、国費によって来日した同伴家族を対象としている。現時点で、同伴家族と呼び寄せ家族との日本語の習得の違いに関する資料はない。

(43) 中国帰国者支援に関する検討会・前掲報告書（注21）。

(44) 木下貴雄・前掲書（注1）、七五頁。

(45) 木下貴雄・前掲書（注1）、七六頁。

(46) これは、二〇〇三年三月三十一日までに永住帰国した中国帰国者本人のうち、中国帰国者定着促進センターに入所中の者および永住帰国後に死亡した者等を除いた五二〇八人を対象に、二〇〇三年四月一日を基準日として、二〇〇三年一月二〇日から二〇〇四年三月三十一日の期間中に実施した調査である。そのうち、四〇九四人から回答を得ており、回答率は七八・六％である。

(47) 平成一五年中国帰国者生活実態調査結果のグラフ一九「生活保護の受給状況」を参照。

(48) 平成一五年中国帰国者生活実態調査結果のグラフ二〇「年齢別生

活保護の受給状況」を参照。

- (49) 平成一五年中国帰国者生活実態調査結果のグラフ二「就労の有無別生活保護の受給状況」では、現在就労している者の受給率が一〇・九%であるのに対して、就労したことがない者の受給率は七九・五%である。また、以前就労していた者の四九・二%が生活保護を受けており、失業等による再就職難が生活保護の受給原因と推測することができよう。

- (50) 平成一五年中国帰国者生活実態調査結果のグラフ一五「年金の受給状況」、グラフ一六「年金の受給状況（年齢別）」を参照。

- (51) 平成一五年中国帰国者生活実態調査結果のグラフ一七「受給及び加入中の年金種別」、グラフ一八「年金額の状態」を参照。

- (52) 木下貴雄・前掲書（注1）、七六～七七頁。

- (53) 木下貴雄・前掲書（注1）、七六頁。

- (54) 厚生労働省「中国残留邦人への支援に関する有識者会議資料三：中国残留邦人の現状と意見」<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/05/s0517-3c.html>（二〇〇七年六月二十五日閲覧）。

- (55) 厚生労働省・前掲資料（注54）（二〇〇七年六月二十五日閲覧）。

- (56) この中国「残留邦人」に対する新たな支援策は、これまでの中国「残留邦人」に対する施策が不十分であったとして、新たな支援策を講じるようにという安倍総理大臣から厚生労働大臣への指示を受け、厚生労働省が主催した五回にわたる「中国残留邦人への支援に関する有識者会議」での議論を経て、与党「中国残留邦人支援に関するプロジェクトチーム」が作成し、二〇〇七年七月九日に正式決定されたものである。

- (57) マスコミで報道された「怒羅權」がその一例である。木下貴雄・前掲書（注1）、七六～七七頁。

- (58) 一九九二年に施行された「日本との平和条約に基づき日本国籍を離脱したもののなどの出入国管理に関する特別法」によって、日本の旧植民地出身者とその子孫、つまり、在日朝鮮・韓国人および台湾人に対して、原則として退去強制はできなくなっている。

- (59) 木下貴雄・前掲書（注1）、三五～三六頁。

- (60) 木下貴雄・前掲書（注1）年、五六～五七頁

- (61) 日本における無国籍者の問題について、詳しくは、拙稿・前掲論文（注38）、二二三頁以下を参照されたい。

〔二〇〇七年七月脱稿〕
（ふう・ゆえ 大学院博士課程人文社会科学研究所）